

広島県告示第五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年六月一日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を廃止した事業所	所在地	廃止年月日
有限会社花の木会	広島市中区幟町一四番二号ウエセン幟町三〇二	居宅介護支援事業所花の木	広島市中区幟町一四番二号ウエセン幟町三〇二	平成二十二年二月二十八日	
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目二五番一号	フランスベッドメディカルサービス株式会社広島居宅介護支援事業所	広島市安佐南区大塚西四一六一一階	平成二十二年三月三十一日	
社会福祉法人三矢会	広島市安佐南区沼田町伴九四八三番地の一	太田川学園居宅介護支援事業所	広島市安佐南区沼田町伴九四八三番地の一	平成二十二年三月三十一日	
日本赤十字社	東京都港区芝大門一丁目一番二号	三原赤十字病院居宅介護支援事業所	三原市東町二丁目七番一号	平成二十二年三月三十一日	
有限会社アバントメイト福山	福山市野上町二丁目一二番五号	居宅介護支援事業所 あいめいと	福山市野上町二丁目一二一五	平成二十二年三月三十一日	
社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	江田島市能美町鹿川二〇六〇番地	江田島市社協居宅介護支援事業所	江田島市大柿町大原一〇六八番地六	平成二十二年三月三十一日	